

(第1条関係)寒川町一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～	～ 略 ～
(勤勉手当)	(勤勉手当)
第18条 (略)	第18条 (略)
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。
(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の95</u> を乗じて得た額の総額	(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額の総額
(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の45</u> を乗じて得た額の総額	(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の50</u> を乗じて得た額の総額
3～5 (略)	3～5 (略)
～ 略 ～	～ 略 ～
<u>別表第1(第4条関係)</u>	<u>別表第1(第4条関係)</u>
<u>(別紙のとおり)</u>	<u>(別紙のとおり)</u>
<u>別表第2(第4条関係)</u>	<u>別表第2(第4条関係)</u>
<u>(別紙のとおり)</u>	<u>(別紙のとおり)</u>
～ 略 ～	～ 略 ～

(第2条関係)寒川町一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～	～ 略 ～
(勤勉手当)	(勤勉手当)
第18条 (略)	第18条 (略)
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、

任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

～略～

任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

～略～

(第3条関係)寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

現 行		改 正 案	
～略～		～略～	
(給与に関する特例)		(給与に関する特例)	
第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。		第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。	
<u>号給</u>	<u>給料月額(円)</u>	<u>号給</u>	<u>給料月額(円)</u>
1	375,000	1	376,000
2～7	(略)	2～7	(略)
2～5 (略)		2～5 (略)	
(給与条例の適用除外等)		(給与条例の適用除外等)	
第8条 (略)		第8条 (略)	
2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第16条第3項及び第17条第2項の規		2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第16条第3項及び第17条第2項の規	

定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは、「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第16条第3項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは、「管理職手当を支給される職員及び寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年寒川町条例第2号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第17条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。 3・4 (略) ～略～	定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは、「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第16条第3項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは、「管理職手当を支給される職員及び寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年寒川町条例第2号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第17条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。 3・4 (略) ～略～
---	---

(第4条関係)寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
～略～ (給与条例の適用除外等) 第8条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第16条第3項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは、「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第16条第3項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは、「管理職手当を支給される職員及び寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年寒川町条例第2号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第17条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。 3・4 (略) ～略～	～略～ (給与条例の適用除外等) 第8条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第16条第3項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは、「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第16条第3項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは、「管理職手当を支給される職員及び寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年寒川町条例第2号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第17条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。 3・4 (略) ～略～

(改正附則)

現 行	改 正 案
	<u>附 則</u> <u>(施行期日等)</u> 1 <u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。</u> 2 <u>第1条の規定(寒川町一般職の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第18条の改正規定を除く。以下同じ。)による改正後の給与条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。</u> <u>(給与の内払)</u> 3 <u>改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。</u>